

大和市告示第226号

大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年12月28日

大和市長 大木 哲

大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱（平成19年大和市告示第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「設置する保育所」の次に「（以下「民間保育所」という。）」を、「認定こども園」の次に「及び家庭的保育事業等並びに学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園（以下「幼稚園」という。）」を加え、「、予算の範囲内において」を削る。

第2条中「民間保育所等を運営する者（以下「事業者」という。）」を「次に掲げる区分ごとに、それぞれ当該各号に定める民間保育所等を運営する者（以下「事業者」という。）が運営する民間保育所等」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 特別経常費 民間保育所
- (2) 別表第1 補助金基準表区分の欄に掲げる運営費（延長保育事業費、実費徴収に係る補足給付を行う事業費及び一時預かり事業費を除く。） 民間保育所及び認定こども園
- (3) 延長保育事業費 民間保育所等（幼稚園を除く。）
- (4) 実費徴収に係る補足給付を行う事業費及び一時預かり事業費 民間保育所等

第5条第1項中「次に掲げる」を「市長が必要と認める」に改め、同項各号を削り、同条第2項を削る。

第6条第1項中「前条第2項の」を「規則第6条第1項の規定による」に、「基づき」を「より」に改め、同条第2項中「基づき」を「より」に改める。

第7条中「延長保育促進事業費」を「延長保育事業費、実費徴収に係る補足給付を行う事業費」に、「第5条第2項に規定する」を「規則第6条第1項の規定による」に改める。

第9条中「基づき」を「より」に改める。

別表第1中「第3条及び第4条関係」を「第2条－第4条関係」に、同表中

延長保育促進事業費	保育対策等促進事業の実施について（平成20年6月9日付け雇児第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）	基本分	保育対策等促進事業費補助金交付要綱の制定について（平成20年8月13日付け子家第2293号神奈川県知事通知）に基づき算出される額	全額
		加算分		

	別添6 延長保育促進事業実施要綱に規定する事業に要する経費	生活保護等世帯減免加算	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者の属する世帯（単給世帯を含む。以下同じ。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている者の属する世帯（以下「生活保護等世帯」という。）の児童が利用した延長保育に係る負担額を減免した場合において児童1人当たり月額17,500円を上限として市長が定める額	補助単価に当該児童数を乗じて得た額
一時預かり事業費	神奈川県保育緊急確保事業費補助金交付要綱（平成26年4月1日施行。以下「県要綱」という。）第2条第15号に掲げる一時預かり事業に要する経費	基本分 生活保護等世帯減免加算	県要綱第3条の規定により算出される額 生活保護等世帯の児童が利用した一時預かりに係る負担額を減免した場合において、当該施設の負担額に応じて市長が定める額	全額 補助単価に当該児童数を乗じて得た額

を

延長保育事業費	平成27年度神奈川県子ども・子育て支援交付金交付要綱等の制定について（平成27年11月13日付け次育第539号）別添平成27年度神奈川県子ども・子育て支援交付金交付要綱（以下「支援要綱」という。）第2条第2号に掲げる延長保育事業に要する経費	支援要綱別表に基づき算出される額 生活保護等世帯減免加算	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者の属する世帯（単給世帯を含む。以下同じ。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている者の属する世帯（以下「生活保護等世帯」という。）の児童が利用した延長保育に係る負担額を減免した場合において児童1人当たり月額17,500円を上限として市長が定める額	全額 補助単価に当該児童数を乗じて得た額
実費徴収に係る補足給付を行う事業費	支援要綱第2条第3号に掲げる実費徴収に係る補足給付を行う事業に要する経費	支援要綱別表に基づき算定される額		全額
一時預かり事業費	支援要綱第2条第10号に掲げる一時預かり事業に要する経費	支援要綱別表に基づき算定される額 生活保護等世帯減免加算	生活保護等世帯の児童が利用した一時預かりに係る負担額を減免した場合において、当該施設の負担額に応じて市長が定める額	全額 補助単価に当該児童数を乗じて得た額

に、

同表障がい児保育事業費の項中

「1人当たり月額160,000円」

を

1人当たり月額160,000円

年間を通じて日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日における保育（以下「休日保育」という。）を実施する場合 休日保育を利用する障がい児1人当たり月額35,200円

に、

「1人当たり月額130,000円」

を

1人当たり月額130,000円

休日保育を実施する場合 休日保育を利用する障がい児1人当たり月額28,600円

に改め、同表低年齢児保育支援事業費の項中

「保育士」の次に「（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第6項の規定により神奈川県知事が行う国家戦略特別区域限定保育士試験に合格した国家戦略特別区域限定保育

士を含む。以下同じ。）」を加え、同項中

0歳児	1人当たり月額17,240円
1歳児	1人当たり月額21,785円
2歳児	1人当たり月額7,957円

を

0歳児	1人当たり月額17,240円
	休日保育を実施する場合 休日保育を利用する対象児童1人当たり月額3,792円
1歳児	1人当たり月額21,785円
	休日保育を実施する場合 休日保育を利用する対象児童1人当たり月額4,792円
2歳児	1人当たり月額7,957円
	休日保育を実施する場合 休日保育を利用する対象児童1人当たり月額1,750円

に改める。

別表第1に備考として次のように加える。

備考 この表において、0歳児4人以上を入所させる民間保育所については、当分の間、当該民間保育所に勤務する保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなして補助単価を算定するも

のとする。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、改正後の大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。